

令和6年7月23日

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

教育厚生委員会委員長 吉見 茂久

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第12号 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第13号 福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第14号 福知山市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第15号 福知山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第21号 物品の取得について

2 審査の概要

7月12日に委員会を開催し、福祉保健部、教育委員会から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第12号について、「改正によって対象となる園の保育士確保への影響」を問う質疑があり、「改正する条例は小規模保育園を対象とするもので、3歳児以上の受入れは特例の範囲になり、今回の改正の影響はない」との答弁がありました。

次に、議第14号について、「地域包括支援センターの職員配置で常勤換算方法により利用者側への影響」を問う質疑があり、「本来、センター配置の3職種3名の正規職員配置が基本であるが、正規職員の起用が難しい中で、会計年度任用職員を増やし、支援に隙間が生じないようにした。本市では、市直営の8箇所の地域包括支援センターを一つの地域包括支援センターとして登録し、そのうち南陵地域包括支援センターを本センター、他の7箇所の地域包括支援センターをサブセンターとして位置付けている。高齢者人口からみて職員配置は各職種4人ずつ以上必要となるが、職員はそれ以上に8箇所のセンターに分散配置しているので、今回の改正で大きな影響は出ない」との答弁がありました。また、

「今回の配置基準の改正による具体的な変化」を問う質疑があり、「3職種の中で主任介護支援専門員の資格を取得するにはかなりの時間を要し、正規職員の採用が難しい状況がこれまでからあった。条件が緩和されたことで会計年度任用職員の有効な配置が可能となった」との答弁がありました。

次に、議第15号について、「福知山市立桃映地域公民館の位置」を問う質疑があり、「大正文化センターの跡地にセンター機能を有する複合施設として新たに公民館棟を建てる」との答弁がありました。

次に、議第21号について、「スクールバスの入札参加」を問う質疑があり、「応札は1社だけである」との答弁がありました。

議第13号についての質疑はありませんでした。

反対討論

なし

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第12号 全員賛成で原案可決
- ・議第13号 全員賛成で原案可決
- ・議第14号 全員賛成で原案可決
- ・議第15号 全員賛成で原案可決
- ・議第21号 全員賛成で原案可決